

中小企業信用保険法第2条第5項第6号規定による  
認定申請書に必要な書類

	書類名	提出部数	取り寄せ先
①	様式第6 「中小企業信用保険法第2条第5項 第6号規定による認定申請書」	2部	産業振興課
②	申請する金融機関の借入残高証明書	1部	金融機関
③	貸出元帳の写し	1部	
④	法人：決算書 (表紙、決算報告書、借入金の明細部分) ----- 個人：確定申告書	1部 (コピー可)	
⑤	印鑑証明書		登記所等
⑥	商業登記簿謄本		
⑦	委任状 (金融機関の担当者が代理申請を行う 場合のみ)	1部	
<p>提出先：草加市役所 産業振興課</p> <p>留意事項：本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。</p>			

《記入上の注意》

印鑑は、実印をお願いします。

備考

経済産業大臣の指定を受けている破綻金融機関は期間によって異なりますので、申請の際は確認をお願いいたします。

様式第 6

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 6 号  
の規定による認定申請書

平成 年 月 日

草加市長

あて

申請者

住 所

氏 名

㊟

私は、\_\_\_\_\_が破綻金融機関等になったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 6 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 \_\_\_\_\_に対する借入

年 月 日から 年 月 日までの

\_\_\_\_\_に対する借入額 \_\_\_\_\_ 円

草産第 \_\_\_\_\_ 号

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

草加市長

参考にしてください

## 1 申請について

指定金融機関リストと取引がある企業が対象になります。

指定金融機関リストには期限がありません。

申請時完済してしまっても、過去1年間以内に取り引を行っていただければ対象となります。

(万が一最新の残高証明書が発行できない場合は、過去1年間以内の日付の残高証明書でも構いません。その場合、申請書の残高証明書の日付けは添付書類に合わせ、申請日は申請する日に合わせてください。)

貸出元帳は取引がいつから始まったかがわかるものを指します。金融機関、企業どちらかで作成したものを添付してください。返済予定表は良しとします。

手形割引は対象となります。もし手形割引のみの取引を行っている場合、申請書の日付けは、金融機関が割り引きを行った日付けを記入してください。また取引が複数に渡る場合は、残高証明書に記載されている取引のうち、最も古いものの取引開始日を記入してください。

## 2 書き方 (例)

様式第6

中小企業信用保険法第2条第5項第6号  
の規定による認定申請書

平成 年 月 日

草加市長

あて

申請者

住 所

氏 名

,

私は、\_\_\_\_\_が破綻金融機関等になったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 \_\_\_\_\_に対する借入

↓添付する残高証明書の日付を入れてください。

年 月 日から 年 月 日までの

↑添付する残高証明書に記載されている融資についての貸付日を入れて下さい。

\_\_\_\_\_に対する借入額 \_\_\_\_\_ 円

↑添付する残高証明書の金額を入れて下さい。

草産第 \_\_\_\_\_ 号

平成 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

草加市長